

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	ビジネスセミナー及び交流会運営業務
発 注 課	総務局東京事務所
選 定 事 業 者	株式会社 帝国ホテル
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>企業誘致のPR効果を高めるためには、経営層への訴求が必要であり、アクセスの良さや万全のコロナ対策に加え、一流のホスピタリティを要した品格のある会場であることも求められる。2022年フォーブストラベルガイドにおける都内の5つ星ホテル9軒、4つ星ホテル12軒のうち、予算の範囲内で、会場の収容可能人数、オンライン配信環境等の要件を満たし、かつ希望日程を確保できるのは同ホテルのみであった（同ホテルは4つ星）。</p> <p>これらのことから、「帝国ホテル東京」において本事業を実施することが適当であり、同施設にて、確実にイベントの企画・運営を行うには、会場・スタッフを有する株式会社帝国ホテルと契約を締結することが必要である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年2月6日